

令和5年度答申第1号
令和5年 8月31日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和元年7月2日付け松総行第81号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、平成31年3月25日付けで、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「私が行なっている、あるいは行なっていた裁判、審査請求、住民監査請求について、〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に対して支出された金額、支出年月日、支出の理由や目的等が分かるもの一切及びその件での〇〇〇弁護士と松戸市や松戸市教育委員会その他の機関や職員等との関係が分かるもの一切。郵便切手に係るものも含む。」（以下「本件文書」という。）に記録されている個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 松戸市長（以下「処分庁」という。）は、平成31年4月5日付けで、本件文書の一部不存在等を理由として、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年6月3日付けで、行政不服審査法（平成26年法律68号）第2条の規定により、松戸市長（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。

開示決定の場合も教示文を付すことを求める。

(2) 本件審査請求の理由

処分庁は、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記

載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、なぜ郵便料に関する対象公文書が、特定できないのか、弁護士が訴訟代理人となっているにもかかわらず、その弁護士や所属の法律事務所になぜ報償費、謝礼金、交通費、郵送料等を一切支出していないといった趣旨が一部開示をする理由欄に一切記載されていないことから、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由付記に不備があると言わざるを得ない。

対象個人情報 が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

開示請求書の記載からして、郵便を出すに当たって審査請求人の個人情報を記載した公文書を種々取得作成しているはずである。

何らかの照合できる文書も存在しているというべきである。

弁護士が訴訟代理人となっているにもかかわらず、その弁護士や所属の法律事務所に報償費、謝礼金、交通費、郵送料等を一切支出していないことは、著しく不合理である。

したがって、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第2項「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 理由

弁護士や所属事務所に対して支出された金額等が分かるもの（郵便切手に係るものを除く。）については、公金の支出はなく、公金の支出に関する公文書を作成しておらず、不存在である。

また、弁護士や所属事務所への郵便に使用した郵便切手に係る公文書については、当該文書を照合できる文書が存在していない以上、特定できず、当該文書は不存在と言わざるを得ない。

したがって、いずれも条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項の規定により、文書不存在による非開示決定としたものであり、当該処分に違法又は不当な点はない。

なお、本件開示請求に対して、保有する全ての公文書を開示しているが、開示請求内容には、保有していない文書も記載されていることを考慮し、一部開示決定としたため、個人情報一部開示決定通知書には、教示文を付している。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の適正な取扱いを期する観点から、個人情報の適正管理（第5条）、収集の規制（第6条）、利用及び提供の規制（第7条）の手續を定め、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示（第10条）、訂正（第11条）、利用停止又は消去（第11条の2第1項）、提供停止（同条第2項）を請求する権利をそれぞれ定める。

(2) 本件文書について

条例において公文書とは、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう（第2条第7号）。

したがって、本件文書のうち、当該処分庁において、組織共用文書に該当するものを保有する場合には、当該公文書に記録されている個人情報は、当該個人のものに限り、開示請求の対象となる。

(3) 個人情報の開示請求について

条例第2条第1号は、用語の定義として、

「第2条 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当す

るものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（略）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの」

と規定する。

次に、条例第10条は、個人情報の開示について

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の請求をすることができる。」

と規定する。

同条第1項は、個人情報の開示請求の対象を公文書に記録されているものに限定しているため、所管課において、当該個人の個人情報を記録した公文書を作成し、又は取得していないことが判明した場合は、不存在による非開示決定となる。

また、同条第1項及び第2項は、公文書に記録されている個人情報の記録については、当該個人のものに限定した上で、当該個人及びその代理人について、開示請求権を認める。

松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年松戸市規則第22号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成元年松戸市規則第17号）第7条第1項も「当該請求者は、運転免許証、旅券、身分証明書その他本人であることを証するものを提示しなければならない。」と規定し、開示請求の際には、本人確認書類の提示を求め、個人情報の適正な取扱いに配慮している。

(4) 理由の提示について

条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第3項は、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部

又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」ことを規定する。

松戸市行政手続条例第8条第1項本文が、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時にその理由を示さなければならない」としているのも、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである（昭和38年5月31日付け最高裁第二小法廷判決等参照）。そして、そのような目的は、処分庁に対して、一部開示（非開示）理由を具体的に記載して通知させること（実際には、一部開示（非開示）決定通知書にその理由を付記する形で行われる。）自体をもって実現されるものと解すべきである。

なお、同条例第14条第1項は、不利益処分の理由の提示について、「市の機関は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と規定するが、同条例第2条第6号イにおいて、不利益処分の定義から、「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分」を除外しているため、同条は、本件処分には適用されない。

(5) 本件処分（一部開示決定）について

以上の観点から本件処分について検討すると、処分庁は、弁護士や所属事務所に対して支出された金額等が分かるもの（郵便切手に係るものを除く。）に関しては、公金の支出はなく、当該文書を作成しておらず、不存在であることから、特定できる文書が存在しないことを説明している。

また、弁護士や所属事務所への郵便に使用した郵便切手に係る公文書に関しては、照合できる文書が存在しておらず、特定できる文書が存在しないことを説明している。

そして、これらの根拠条文として、それぞれ条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項を明示しており、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され、本件処分の根拠及び説明として不足するものではないことが認められる。

さらに、本件処分について、当審議会において、改めて、処分庁に対して、特定した文書以外の存在について確認したが、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

以上のとおり、特定した文書以外には、処分庁はこれを保有していないと認められる。

(6) 教示文、その他の主張について

本件処分に係る通知書には、行政不服審査法第82条第1項の規定に基づく教示文が付されており、処分庁による不備は、何ら認められなかった。

また、当審議会は、審査庁からの本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について審議し、答申により意見を述べるのであり、審議対象外の主張について意見を述べる立場にない。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 7月 2日	諮問書の受理
令和 5年 3月30日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 5年 5月 8日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 5年 6月16日	第3回審議会（審議・意見陳述）
令和 5年 7月26日	第4回審議会（審議）
令和 5年 8月31日	第5回審議会（審議）